

# 船舶事故調査報告書

令和元年10月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（標識灯）
発生日時	平成31年4月8日 06時40分ごろ
発生場所	山口県萩市九島東方沖 萩港灯台から真方位290° 1.0海里（M）付近 （概位 北緯34° 26.8′ 東経131° 23.7′）
事故の概要	漁船真丸は、北西進中、標識灯に衝突した。 真丸は、船長が負傷し、船首部外板に亀裂を生じた。
事故調査の経過	平成31年4月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 真丸、4.87トン YG3-46742（漁船登録番号）、個人所有 10.95m（Lr）×2.18m×0.89m、FRP ディーゼル機関、169kW、昭和57年3月1日 第291-43454号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成26年6月10日 （令和元年6月27日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部外板に亀裂 標識灯 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操業の目的で、平成31年4月8日06時20分ごろ本船と同じ漁場に向かう僚船1隻と共に山口県萩市萩漁港（中小畑地区）を出港した。 本船は、船長が立った姿勢で手動操舵により操船に当たり、約7～8ノット（kn）の対地速力で、出港場所の北西方沖約4Mにある羽島礁周辺の漁場に向けて北西進した。

	<p>萩市越ヶ<sup>こしがはま</sup>浜半島と九島との間は、浅所域であるものの小型船舶であれば一部航行可能となっており、可航域を示す目的で設置された柱高約2mの標識灯4個（右舷標識及び左舷標識が各2個）により、幅約70mの水路（以下「本件水路」という。）が形成されていた。</p> <p>船長は、漁場までの航程が最短距離となる本件水路に向けて操船に当たっていたところ、腕時計を見て時刻が06時30分であることに気づき、食後30分後に服用することになっている処方薬を服用することを思い立った。</p> <p>船長は、本件水路の標識灯4個を見て本船からの距離が約500mであることを確認し、短時間で済むので直ちに服薬しようと思い、本件水路の標識灯4個から目を離すとともに舵輪から手を離し、操舵室を出て後部甲板に設置した飲用水タンクから水を汲み、同室に戻った後、上を向いて服薬した。</p> <p>本船は、船長が服薬を終えて前を見たところ、本件水路の標識灯4個のうち、南側の右舷標識灯（以下「本件標識灯」という。）を見失ったので、探し始めた直後、本件標識灯に衝突した。</p> <p>本船は、船長が顔面と胸部を舵輪で強打して操船に当たるのが困難となり、本船の右舷後方を航行していた僚船により出港場所にえい航された。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送され、顔面挫創及び無気肺と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図（拡大）、写真1 本船、写真2 本件水路の状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、05時50分ごろ朝食をとっていた。</p> <p>船長は、時刻が06時30分であることに気付いたとき、定時から数分遅れて服薬しても急激に体調が悪化することはないものの、これまで服薬を忘れることが時々あったので、思い立った時に服薬した方がよいと思って服薬したが、本件水路を通過して広い海域に出た後に服薬すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、本船が舵中央として航行していても若干の針路の偏位があるので、手動操舵で本船を直進させる場合、適宜当て舵を取っていた。</p> <p>船長は、本件水路の中央部を航行するつもりで操船していたが、服薬している間、舵輪から手を離していたので、本船の特性により、本船が僅かに左方へ偏位しながら本件標識灯に向かったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、越ヶ浜半島西岸沖を手動操舵で北西進中、船長が本件水路の標識灯4個から目を離して航行を続けたことから、本件標識灯を見失い、僅かに左方へ偏位しながら本件標識灯に衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、服薬の時刻であることに気付いたとき、本船から本件水路までの距離が約500mあり、短時間で済むので直ちに服薬しようと思ひ、本件水路の標識灯4個から目を離して服薬したものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が服薬中に舵輪から手を離していたことから、本船の特性により、本船が僅かに左方に偏位した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、越ヶ浜半島西岸沖を手動操舵で北西進中、船長が本件水路の標識灯から目を離して航行を続けたため、本件標識灯を見失い、僅かに左方へ偏位しながら本件標識灯に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狭い水路を航行する際は、周囲の航路標識等を見失うことがないように、見張りとお船に専念すること。</li> <li>・ 操船中、服用時間が定められている処方薬を服用しなければならない場合は、安全な場所で一旦停船するなどしたのち航路標識等の物件付近から十分に離れた場所で服薬すること。</li> <li>・ 針路が偏位する船舶を操船中、他船や障害物等の付近を航行する場合は、舵輪から手を離さず操船に専念すること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



付図2 事故発生経過概略図（拡大）

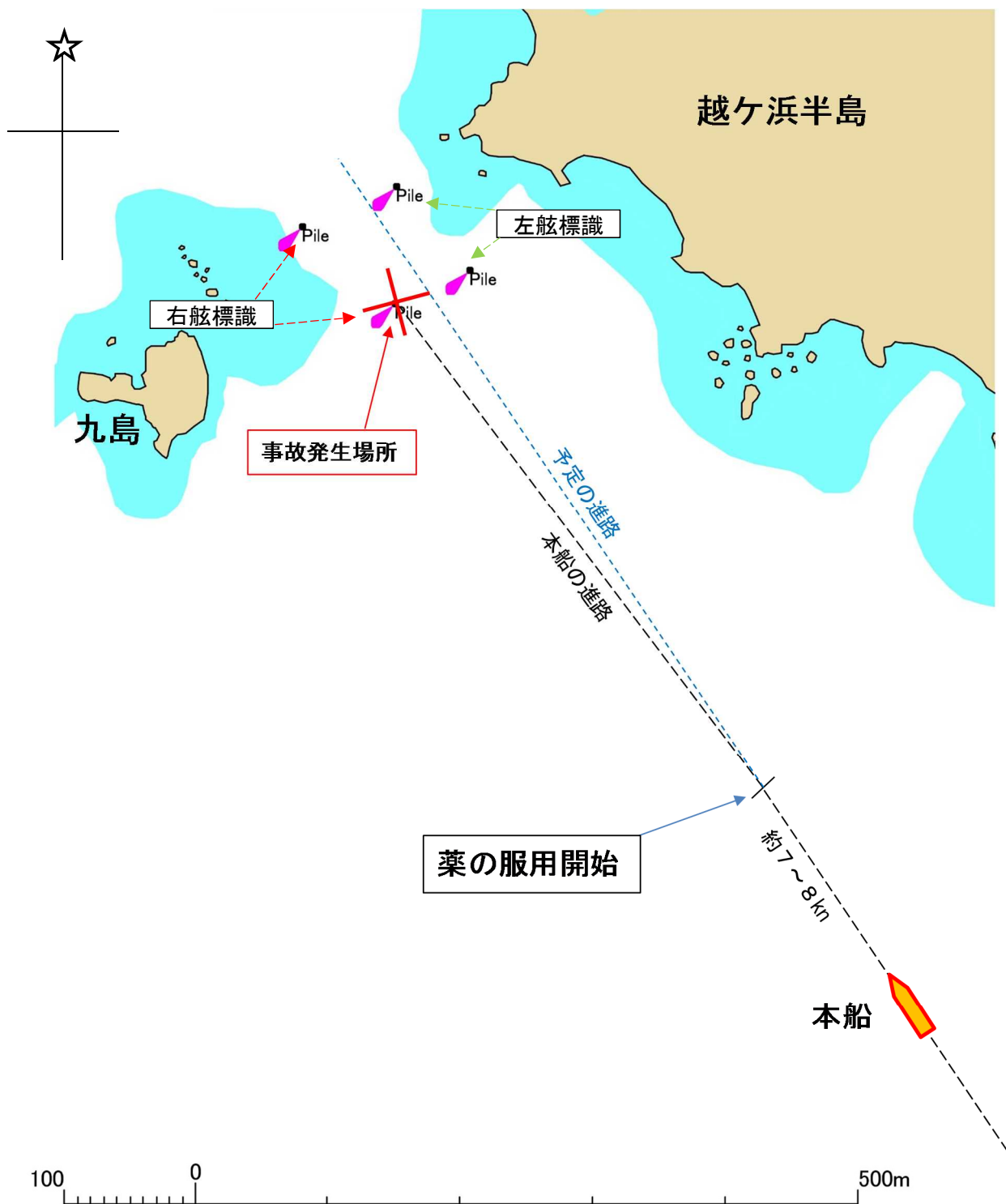


写真1 本船



写真2 本件水路の状況

